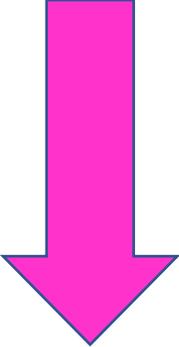


# 説明会開催フロー

## 1. 説明会の対象者

- ①設置予定地に隣接する土地の所有者
- ②設置予定地の境界から100mの範囲内の家屋の所有者及び居住者
- ③設備の設置により影響を受けるおそれのある農林業を営む者
- ④設置予定地の行政区



### 対象者の確認及び周知方法の例

- ①登記簿を取得など
- ②所有者は登記簿を取得、居住者はポスティングや回覧など
- ③設置予定地の境界から100mの範囲内の農地の所有者・耕作者  
当該農地と同一農業用水利系統区域の土地所有者・耕作者など  
→町農業振興課で対象範囲を確認
- ④対象となる行政区の区域は事前申請時に伝えます。

## 2. 説明会の準備

- ◇上記の方法等により説明会の対象者を特定
- ◇参加者が集まりやすい場所、時間帯で会場を準備
- ◇遅くとも説明会の2週間前までには住民に開催を周知する。  
→説明会の日時・場所を事業者から町建設課へ連絡  
その後、町から対象の行政区長等へ連絡します。



**町から区長等（議事録署名人）へ連絡するため、住民に周知する前に必ず建設課まで連絡してください。**

## 3. 説明会の開催

- ◇事業者（発電事業者自身及び設置事業者）が出席
- ◇住民からの質問や意見に誠実に対応し十分な回数を開催する。
- ◇その他国等が策定したガイドラインを準拠



## 4. 説明会の終了後

- ◇説明会中に答えることが出来なかった質問や意見に回答
- ◇終了後も出席者等から一定期間（2週間程度）は質問を受付
- ◇出席できなかった住民から求めがあれば個別に説明などの対応